

## 排水設備設置義務の免除に関する事務取扱要領

令和5年4月1日

### (目的)

第1条 この要領は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第10条第1項ただし書及び神戸市下水道条例施行規則（昭和50年規則第70号。以下「規則」という。）第7条に規定する排水設備設置義務の免除（以下「免除」という。）に関する事務の取扱いに関して必要な事項を定めることにより、事務の適正な執行を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 免除汚水 排水設備設置義務の免除の対象となる汚水をいう。
- (2) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。
- (3) 公共用水域 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域及び地下水をいう。
- (4) 特定事業場 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

### (免除の対象)

第3条 免除を受けようとする汚水の種類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 機器の間接冷却や熱交換などを目的に、汚濁発生源と接触させずに使用した水道水、工業用水、井戸水又は海水
- (2) 公共下水道管理者神戸市代表者神戸市長（以下「市長」という。）が公共用水域へ排出することが必要と認めるもの

### (免除の要件)

第4条 免除汚水は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであって、市長が許可したものである。

- (1) 公共用水域へ排出できること。
- (2) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条（第2項の規定を除く）に規定する当該処理区域の公共下水道からの放流水の水質の技術上の基準（同一下水処理場の処理系列毎に基準が異なるときはそのうち最も厳しい基準）、並びに水質汚濁防止法第3条第1項及び水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例（昭和49年兵庫県条例第18号）による基準に適合し、かつ、恒久的、安定的に維持し得ること。
- (3) 免除汚水の水質を測定、記録し、市長の求めがあった場合にはその結果を提出できること。
- (4) 排水設備と免除汚水の排出設備が分離されており、かつ、これを容易に確認できること。

### (申請の方法)

第5条 免除を受けようとする者は、規則第7条に基づく排水設備設置義務免除申請書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

ア 排水状況報告書（様式第1号）

イ 付近見取図

ウ 用水及び排水の経路図

エ 水質試験の結果

試験項目は市長が指示したものとする。

オ その他市長が特に必要とする資料

(申請に対する審査)

第6条 排水設備設置義務免除申請書の提出があったときは、市長は、速やかにその内容を審査し、許可又は不許可を判断する。審査にあたっては、立入検査により排水状況などを確認し、必要であれば水質試験を行い、当該申請書の内容を確認する。

(免除の通知)

第7条 市長は、免除する、又は免除しないことを決定したときは、排水設備設置義務免除許可通知書(様式第2号)又は排水設備設置義務免除不許可通知書(様式第3号)により、申請した者に通知するものとする。

2 市長は、免除にあたっては次に掲げるもの、その他必要と認める条件を付することができる。

- (1) 免除に係る要件を満たさないことが認められるときは、免除を取り消すことができること。
- (2) 免除汚水の水質が第4条に規定する基準を満たさなくなったときは、水質汚濁防止法第14条の2の規定に準じて対処すること。
- (3) 免除汚水を排出するときは、飛散、溢水等に配慮すること。
- (4) 特定事業場にあつては水質汚濁防止法や瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)などの公共用水域への排水にかかる水質関係法令の手続きをすること。
- (5) 免除汚水を側溝及び雨水管を經由させず河川及び海域などに直接排出するときは、当該排出先の所管管理者の許可を得ること。

(免除の期間)

第8条 免除は、第3条で規定する免除汚水の種類に応じて次の表に掲げる区分に従い、免除をした日から起算してそれぞれの期間の経過後、最初に到来する3月31日までとする。

種類	免除期間
第3条一(1)	5年
第3条一(2)	1年 ※ただし、免除許可期限の60日前までの免除期間中に1度も排水しなかった場合に限り、次の免除期間を5年とする。

(立入検査)

第9条 市長は、第6条で規定する立入検査のほか、免除の期間において必要と認められるときには立入検査を行うものとする。

(監督処分)

第10条 市長は、免除の期間内であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、法第38条第1項の規定に基づき、免除を取消することができる。

- (1) 第4条に規定する免除の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 第7条第2項により付した免除の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により免除を受けたとき。

2 前項の規定により免除を取消したときは排水設備設置義務免除許可取消通知書(様式第4号)により通知する。

(廃止)

第11条 免除を受けた者は、その免除に係る施設の使用を廃止したときは、廃止した日から起算して30日以内に、排水設備設置義務免除の廃止届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(氏名等の変更)

第 12 条 免除を受けた者は、次に掲げる事項を変更したときは、変更のあった日から 30 日以内に排水設備設置義務免除の氏名変更等届出書(様式第 6 号)により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名(法人にあつては、名称又は代表者の氏名)又は住所
- (2) 工場又は事業場の名称
- (3) 工場又は事業場の所在地

2 免除を受けた特定事業場が法第 12 条の 7 に基づく届け出をしたときは、前項の届け出をしたものとみなす。

(地位の承継)

第 13 条 免除を受けた者からその免除に係る施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該免除を受けた者の地位を承継する。

2 免除を受けた者について相続、合併又は分割(その免除に係る施設を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該施設を承継した法人は、当該免除を受けた者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により免除を受けた者の地位を承継した者は、その承継があつた日から 30 日以内に、その旨を排水設備設置義務免除の承継届出書(様式第 7 号)により市長に届け出なければならない。

4 免除を受けた特定事業場が法第 12 条の 8 に基づく届け出をしたときは、前項の届け出をしたものとみなす。

(申請書等の様式)

第 14 条 通知書、届出書その他の書類の様式は、次の定めるところによる。

- (1) 排水状況報告書(様式第 1 号)
- (2) 排水設備設置義務免除許可通知書(様式第 2 号)
- (3) 排水設備設置義務免除不許可通知書(様式第 3 号)
- (4) 排水設備設置義務免除許可取消通知書(様式第 4 号)
- (5) 排水設備設置義務免除の廃止届出書(様式第 5 号)
- (6) 排水設備設置義務免除の氏名変更等届出書(様式第 6 号)
- (7) 排水設備設置義務免除の承継届出書(様式第 7 号)

## 附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前にした免除については、その有効期間中は、なお従前の例によるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に排水設備設置義務免除申請書により、免除許可の申請があった場合は、従前の例により審査を行う。

年 月 日

神戸市長 宛

所在地

事業場名

代表者

## 排水状況報告書 (排水設備設置義務免除関係)

当事業場の排水状況を下記のとおり報告します。

記

	総使用水量	総排水量	冷却用水等排水量	備考
水道水	1月につき 立方メートル	1月につき 立方メートル	1月につき 立方メートル	
工業用水	1月につき 立方メートル	1月につき 立方メートル	1月につき 立方メートル	
井戸水	1月につき 立方メートル	1月につき 立方メートル	1月につき 立方メートル	
海水	1月につき 立方メートル	1月につき 立方メートル	1月につき 立方メートル	
その他 ( )	1月につき 立方メートル	1月につき 立方メートル	1月につき 立方メートル	

(排水口別)

排水状況報告書

事業場名

排水口名								
	用途	排水量 [m <sup>3</sup> /月]	用途	排水量 [m <sup>3</sup> /月]	用途	排水量 [m <sup>3</sup> /月]	用途	排水量 [m <sup>3</sup> /月]
水道水								
工業用水								
井戸水								
海水								
その他 ( )								
排除先								
その他参考事項								

資料) 用水及び排水の系統図



※添付図面 ・ 排水経路図

# 排水設備設置義務免除許可通知書

〇〇〇第 号

年 月 日

様

神戸市長 □ □ □ □

年 月 日付け「排水設備設置義務免除申請書」で申請されたとおり排水設備設置義務を免除します。

事業場名		
代表者名		
所在地		
汚水の種類		(汚水の種類を記載)
排除許可期間		年 月 日 から 年 月 日 まで
排水 除の 水割 量合	排水口名	
	水道水 (%)	
	工業用水 (%)	
	井戸水等 (%)	
	海水 (%)	
その他		

(注1) 許可基準を満たさなくなれば、許可期間内であってもこの許可は取消します。

(注2) 水質事故により許可基準を満たさなくなったときは、水質汚濁防止法第14条の2に規定に準じて対処してください。

(注3) 免除汚水を排出するときは、飛散、溢水等に配慮してください。

(注4) 特定事業場にあつては水質汚濁防止法や瀬戸内海環境保全特別措置法などの公共用水域への排水水にかかる水質関係法令の手続きをしてください。

(注5) 免除汚水を道路側溝及び雨水管を経由させず河川又は海域に直接排出するときは、河川管理者又は港湾管理者の許可を得てください。

(教示)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



# 排水設備設置義務免除不許可通知書

〇〇〇第 号  
年 月 日

様

神戸市長 □ □ □ □

年 月 日付け「排水設備設置義務免除申請書」で申請のあった件について、下記の理由により下水道法第10条第1項ただし書きの規定による排水設備設置義務の免除を認められませんので通知します。

直ちに排水設備を設置し、申請した汚水を公共下水道へ排除して下さい。

## 記

- 申請のあった汚水が以下の基準を満たしていないため。
  - 汚水の種類
  - 汚水の水質
  - その他 [ ]
  
- その他（書類の不備等）  
[ ]

## （教示）

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

# 排水設備設置義務免除許可取消通知書

〇〇〇第 号  
年 月 日

様

神戸市長 □ □ □ □

年 月 日付け〇〇〇第〇〇号 「排水設備設置義務免除許可通知書」で通知した  
年 月 日までの以下の排水設備設置義務の免除の許可について、下水道法第38条第  
1項の規定に基づき取消します。

直ちに排水設備を設置し、汚水を公共下水道へ排除して下さい。

## 記

1. 許可した汚水が基準を満たさなくなったため。

- 汚水の種類
- 汚水の水質
- その他 [ ]

2. 対象排水

事業場名	
代表者名	
所在地	
排水口名	
汚水の種類	

### (教示)

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対して審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

# 排水設備設置義務免除の廃止届出書

年 月 日

神戸市長 宛

届出者

住所
電話 (      )      -
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

排水設備設置義務の免除を廃止したので、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地		
廃止年月日	年 月 日	※備考
廃止の理由		

注意

- 1 この届書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 ※の欄は、記入しないでください。

# 排水設備設置義務免除の氏名変更等届出書

年 月 日

神戸市長 宛

届出者

住所
電話 (      )      -
氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者の氏名)

氏名 (名称, 住所, 所在地) に変更があったので, 次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

注意

- 1 この届書は, 本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 ※の欄は, 記入しないでください。

# 排水設備設置義務免除の承継届出書

年 月 日

神戸市長 宛

届出者

住所
電話 (      )      -
氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者の氏名)

排水設備設置義務の免除を受けた者の地位を承継したので, 次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			
工場又は事業場の所在地			
承 継 年 月 日	年 月 日	※整理番号	
被 承 継 者	氏名又は名称	※受理年月日	
	住 所	※備考	
承 継 の 理 由			

注意

- 1 この届書は, 本人又はその代理人が記入するものです。
- 2 ※の欄は, 記入しないでください。